

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	リフレサッポロ雨漏り修繕業務
発注課	建築工事課
選定事業者	板谷土建株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>リフレサッポロにおいて、各階で雨漏りが発生していることから、施設運営に支障があるため、雨漏り修繕を行うものである。</p> <p>当該施設の状況としては、令和4年に実施した、「リフレサッポロ改修工事」後の令和5年に、5階の床部分で雨漏りの報告があり、施工を担当した上記業者による原因調査を行った。調査の結果、建物の3階～5階に設置されているサッシ枠の構造上の理由で、サッシ枠を通じて雨漏りが発生している可能性が高いと判断された。その際、雨漏りの報告があった5階の一部分について、緊急的な対応として、シーリングの増し打ちなどの補修を行ったところ、当該部分の雨漏りについては改善された。</p> <p>しかし、その後においても各階から雨漏りの報告がされたため、本業務の発注に際し、工事瑕疵の有無について内部協議を行った。その結果、サッシ本体は工事対象外となっていたことや、建具廻りのシーリングについても、設計のとおり施工がされていることから、瑕疵は無いとした。本業務は、令和5年に実施した原因調査および補修の延長上にあり、上記業者は、原因調査で確認された、当該建物の構造や部材の複雑な納まりを詳細に把握している。また、現状、雨漏りによる支障が出ている施設の状況で、複数の原局が管理する本施設では、前回の改修工事を通じて各管理者との工事日程や動線確保に関する調整を円滑に行う必要がある。本業務の遂行には、これまでの経緯と施設特有の運営状況を熟知していることが不可欠であり、上記業者は、确实かつ迅速に施工できる唯一の業者である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号